

**事務事業の見直し等を図るスキーム
の策定に係る提言**

船橋市行財政改革審議会

平成18年2月

はじめに

本審議会は平成15年6月に設置され、危機的な状況に陥った船橋市の財政を健全化するための道筋について、行財政のあらゆる分野にわたり5回の審議を行い、平成15年9月に意見書を提出したところである。

船橋市が本審議会の提出した意見書を踏まえて「財政健全化プラン」を平成15年10月に策定し、これまで実施してきた事柄については、財政健全化に寄与したものとして一定の評価をすることができる。

ただし、目指している目標の達成には未だ道半ばである。少子高齢化が進み、行政需要が着実に増える一方で税収は伸び悩み、地方の行財政を取り巻く状況は年々厳しくなっているが、苦しい中であっても必要な行政ニーズには適切に対応することが求められており、真に必要な事業に財源が振り向けられるよう、今後も引き続き行財政改革に鋭意取り組んでいただきたい。

また、行財政改革は市民の理解のもとに進められる必要がある。特に市民に直接・間接に影響が及ぶ事務事業の見直し等については、推進する際の考え方を市民にも分かりやすくするように努める必要があると考えられる。

本年度の本審議会は、このような問題意識から、事務事業の見直し等を図るスキームの策定について3回の審議を行った。

審議の過程においては各委員から様々な意見が出されたため、本提言ではそれらの意見についても留意点としてできるだけ詳細に記してある。

船橋市においては、本提言の内容を踏まえて、これまで以上に市民に理解される分かりやすい行財政改革を推進していただきたい。

審議事項および提言

本審議会は別添の事務事業の見直し等を図ることを目的とした一連のスキームである「ふなばし行政サービス改善プラン」について審議を行った。

その結果、市民から見て分かりやすい事務事業の見直しのため、一定の基準が必要であることは理解した。そのため、「ふなばし行政サービス改善プラン」が判断の方向性を導き出すための手段の1つであることを了解する。

なお、本プランの実施運用にあたっては以下の点について十分留意されたい。

- 1、市の行う事業は広範多岐にわたり、「市民と行政との役割分担を考える基準」で示されている必需性と共同消費性という2つの基準だけでは評価しきれない政策判断や個別の事情などを根拠に行われている事業もある。

したがって、必需性と共同消費性という基準による評価を、行政が行う必然性について判断する第1段階としつつも、これだけで事務事業の見直しを直ちに結論づけるのではなく、その事業が実施されている根拠を次の段階で精査する必要がある。

- 2、事業によっては目的や対象者などが異なる複数の事業の組み合わせである場合がある。その場合に、整理しないままの事業を単位として評価すると、目的や対象者が不明確で不十分な議論となってしまう、妥当な結論や適切な事務事業の見直しに結びつかないおそれがある。

したがって、評価対象とする事業については、目的別、対象別などにより丹念に整理する必要がある。

- 3、時代や環境、新しい考え方などにより、評価基準から導き出される結論は変わる可能性がある。

したがって、単に評価基準に基づいた結論を示すだけでなく、結論に至った理由、裏付けるデータ等を明確にしておく必要がある。

- 4、評価は数値化され、一見客観的に見えるが、一つ一つの評価基準は性質を問うものであり、評価する者の意識や経験により、判断に偏りが出るおそれがある。

したがって、評価は事業内容や実態をある程度知る複数の者が議論しながら行う必要がある。また、事業の所管課のみならず市の管理部門の意見やパブリックコメントを通じた市民の意見を反映させる仕組みにより合意形成を図り、市民の理解が得られる妥当な結論を導き出す必要がある。

5、事業の評価にあたっては、類似した事業や関連した事業の評価との調整が必要である。

6、市民の意見を反映させる仕組みづくり、あるいは事業の評価手法として、いま船橋市で目指している「市民との協働」という視点から、改革に係る新しいチェックシステムの検討が望まれるところである。

船橋市行財政改革審議会

会 長 加 藤 隆

副会長 武 藤 博 己

委 員 石 井 清 夫

委 員 大 西 智 子

委 員 鳥 居 勝 一

委 員 藤 田 きよ子

委 員 本 木 次 夫